

沖縄県の業務における
コラボレーションツールの活用に係る
業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、「沖縄県の業務におけるコラボレーションツールの活用に係る業務委託」に関する業務を甲が乙に委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、以下に定める条項の信義に従い、別紙「沖縄県の業務におけるコラボレーションツールの活用に係る業務委託企画提案仕様書」に基づき誠実に履行するものとする。

（名称等）

第2条 委託する業務の名称及び契約期間は次のとおりとする。

- (1) 委託業務の名称 沖縄県の業務におけるコラボレーションツールの活用に係る業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日から令和13年9月30日まで

（契約金額）

第3条 前条に定める業務委託の内訳は次の通りとする。

沖縄県の業務におけるコラボレーションツールの活用に係る業務委託契約

委託金額 総額	円		
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額	金		円)
令和8年度	円		
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額	金		円)
令和9年度	円		
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額	金		円)
令和10年度	円		
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額	金		円)
令和11年度	円		
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額	金		円)
令和12年度	円		
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額	金		円)
令和13年度	円		
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額	金		円)

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第28条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 100分の10以上とする（沖縄県財務規則第101条第1項による）
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

（契約の費用）

第5条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(業務計画)

第6条 乙は、仕様書で定める書類を契約締結の日から仕様書に定める期日内に提出しなければならない。

(委託費の請求及び支払)

第7条 乙は、各年度の業務委託終了後、速やかに甲の検査、確認を受け十分と認められた時、その対価として第3条で定めた契約金額を甲に請求する。

2 甲は、第1項の規定により支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。

3 甲は、前項の支払請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であると認められたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

4 甲の責に帰すべき事由により、委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第8条 乙は、本契約に基づき業務を遂行するに当たって「沖縄県情報セキュリティ基本方針」、「沖縄県情報セキュリティ対策基準」及び「業務委託判断基準、クラウドサービス及びウェブ会議サービス利用基準」（3つをまとめて、以下「セキュリティポリシー」とする）に定める事項を遵守するものとする。

2 乙は、業務の遂行に当たって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

(著作権)

第9条 この契約に基づいて作成されるデータ、提出物等の著作権及び所有権はすべて甲に帰属する。ただし、乙の既存の著作物が提出物等に含まれている場合、当該既存著作物の著作権は乙に留保されるものとし、乙は当該既存著作物について、甲及び甲の指定する者に対し、無償かつ無期限で使用する権利を許諾する。また、第三者の著作権その他の権利に抵触するものを提出物に含める場合の取り扱いについては、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、乙の責任と費用をもって処理するものとする。

(報告等)

第10条 甲は必要とあるときには、乙に対して委託業務の処理状況、その他必要な報告を求め、また、必要な指示をすることができる。

(一括再委託等の禁止)

第11条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他簡易な業務」を第三者に委任し、または請け負わせるときはこの限りでない。

4 乙は、前項により第三者に委任し、または請け負わせた業務の履行及び当該第三者

の行為について、全責任を迫うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(委託業務の変更中止等)

第12条 甲は必要があると認めるときには、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託期間、または、委託料を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(乙の履行遅延の場合における違約金)

第13条 甲は、乙の責めに帰するべき理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期日の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、沖縄県財務規則第109条第1項の規定に基づく率で計算した金額を違約金として徴収する。

(契約解除及び契約解除に係る損害賠償)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、業務が遂行できないと明らかに認められるとき。
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (4) セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
- (5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
- (6) 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は契約料金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項の措置により、乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

5 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、本契約履行の結果及び成果物に関して、当該業務に契約の内容に適合しない部分(以下「不適合部分」という。)があるときは、検査合格日から1年以内に乙に対してその旨を通知し、相当の期間を定めて不適合部分の補修を請求し、又は補修に代え損害の賠償、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(暴力団等の排除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第17条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(個人情報保護)

第19条 乙は、委託業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報保護取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第20条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、開示に際して秘密と指定した相手方の秘密について、別記「秘密保持特記事項」を遵守しなければならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

(天災等による契約不履行)

第21条 乙は、天災等の事故のため契約の履行が出来ない場合には、甲と協議するものとする。

(労働関係法例の遵守及び調査)

第22条 乙は労働基準法、最低賃金法等労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は本契約の履行に関し必要があると認めるときは乙に対して受託業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(管轄裁判所)

第23条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一

審の管轄裁判所とする。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項で約定の必要があるとき、または、この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別記01

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)
第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者(この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。)を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者(この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。)を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでは

ない。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ち

に当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

秘密保持特記事項

(秘密情報)

第1条 本契約において秘密情報とは、甲が本目的のために以下の各号の方法で開示するすべての情報とする。

(1) 秘密である旨の表示をした書面で開示する方法

(2) 秘密である旨を明示して口頭またはデモンストレーション等により開示する方法であって、開示後10日以内に開示した情報を書面にて甲に提示するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。

(1) 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後乙の責によらずして公知となったもの

(2) 開示の時点ですでに乙が保有しているもの

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく乙が正当に入手したもの

(4) 開示された情報によらずして、乙が独自に開発したもの

(秘密の保持)

第2条 乙は、甲から開示された秘密情報の秘密を保持し、本目的のために知る必要のある自己の職員以外に開示、漏えいしてはならないものとする。また、乙は、秘密情報の開示のために甲から受領した資料(電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含む。以下「秘密資料」という。)を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該職員以外の者に閲覧等させないものとする。なお、本項の義務は、この契約の終了後、又は解除後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号の場合は、乙は、甲の秘密情報及び秘密資料を第三者に開示、提供できるものとする。

(1) 乙が、本契約と同等の義務を書面で課して、本目的にかかわる作業の全部又は一部を当該第三者に委託する場合

(2) 法令により開示を強制されたときに、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえで、開示、提供する場合

3 乙は、必要な範囲で秘密資料を複製できるものとする。

(使用目的)

第3条 乙は、甲から開示された秘密情報を、本目的のためにのみ限定して使用するものとし、その他の目的に使用しないものとする。

(秘密資料の返却)

第4条 乙は、甲から要求があった時には、本目的で受領した秘密資料を甲に返却、又は破棄若しくは消去するものとし、また第2条第3項に基づいて作成した複製物を破棄若しくは消去するものとする。

なお、秘密資料を返却、破棄若しくは消去した後も、第2条に定める秘密保持義務は、この契約の終了後又は解除後も有効に存続するものとする。

(関係者への遵守徹底)

第5条 乙は、甲の秘密情報を知ることとなる自己の職員に、本契約の内容を遵守させるものとする。

(協議)

第6条 本契約に定めのない事項に関しては、甲乙別途協議のうえ、円満に解決を図るものとする。